

6.お子さんが高校～大学に通われているとき

進学等のための支援制度

● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の方、又は寡婦の方を対象に、生活や就学に必要な資金を貸し付けます。【要返還】

<対象となる方>

以下のいずれかの条件を満たしている方

- ①**20歳未満**のお子さんを扶養しているひとり親またはその子ども
- ②かつて母子家庭の母であった方
- ③**40歳以上**の独身女性で、①にも②にも当てはまらない方

<貸付金の種類>

- ・修学資金 修学に必要な資金
- ・修業資金 就職のための知識・技能獲得に必要な資金
- ・就学支度資金 入学等に必要な資金
- ・就職支度資金 就職に際し必要な資金

※このほか、事業の開始に必要な資金や、知識技能を修得するために必要な資金などの貸付けもあります。

<利子>

- ・上記4種の資金：無利子（就職支度資金は児童分に限る）
- ・その他資金：連帯保証人を立てる場合 無利子
連帯保証人を立てない場合 年**1.0%**

<申請先>

お住まいの市町村

必ず、窓口で事前に相談してから申請してください。

（申請後、貸付決定まで1～2ヶ月かかります。）

詳しくは、お住まいの市町村の福祉担当課又は県民局へお尋ねください。

● 高校生等教育給付金

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯（非課税世帯等）に対し、世帯構成等に応じて給付金を支給します。【返還不要】

※授業料については、国公私立を問わず国が定めた所得要件を満たす世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金が支給され、授業料に充てられます。

<対象となる方>

低所得世帯（道府県民税・市町村民税の所得割が非課税（0円）又は生活保護受給（生業扶助）世帯で、保護者が岡山県内に住んでいる方

※家計急変により年収見込みが非課税相当になると認められる場合も対象となります。

<申請先>

在学している高等学校等に申請

- ・国公立 申請時期 7～9月頃、支給決定 10月頃
- ・私立 申請時期 7～9月頃、支給決定 11月頃

詳しくは、お子さんが通われている高等学校等、又は下記担当課へお問い合わせください。

- ・国公立 岡山県教育庁財務課 086-226-7572
<https://www.pref.okayama.jp/site/16/564414.html>
- ・私立 岡山県総務部総務学事課 086-226-7198
<https://www.pref.okayama.jp/page/394294.html>



6.お子さんが高校～大学に通われているとき

● 岡山県育英会奨学金

国公立及び私立の高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校等に通うお子さんに対して、奨学金を貸与します。【要返還】

<対象となる方>

県内にお住まいの世帯の方で、品行方正かつ成業の見込みがあり、経済的な理由で修学が困難な生徒
(家計や学力などの選考基準があります。)

<利子>

無利子

<申請先>

在学している学校等に申請

- ・予約採用………高校等入学前に申請

（中学校3年生の9月下旬から10月中旬）

- ・在学採用………高校等在学中に申請

（毎年4月中旬～5月下旬）



詳しくは、岡山県育英会へお問い合わせください。

公益財団法人 岡山県育英会 086-226-7598

● 生活福祉資金貸付（教育支援資金）

一定の所得に満たない方に対して、進学や通学に必要な資金を貸し付けます。【要返還】

<対象となる方>

低所得世帯（生活保護受給世帯も含む。）

※他の制度が優先です。

<申請先及び問い合わせ先>

岡山県社会福祉協議会 086-226-3544

又は 各市町村の社会福祉協議会

※このほか、失業等により生活が困窮した方に対する生活費や一時金などさまざまな貸付を実施しています。

就職のための支援制度

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験（※）の合格を目指して対策講座等を受講する方を対象に、その費用の一部を助成することにより、学び直しを支援します。

※高等学校卒業程度認定試験とは、さまざまな理由により高等学校を卒業していない方が、「高等学校卒業者と同等以上の学力がある」と認められるための試験です。認定されると、就職や資格取得試験に活用することができます。

<給付金の種類（通信制の場合）>

- ・受講開始時給付金

講座の開始時に、受講費用の40%（10万円まで）を支給します

- ・受講修了時給付金

講座の修了時に、受講費用の50%に相当する額から受講開始時給付金を差し引いた額（12万5千円まで）を支給します。

- ・合格時給付金

試験合格時に、受講費用の10%（受講開始時給付金と受講修了時給付金、合格時給付金をあわせて15万円まで）を支給します。

<給付金の対象となる方>

- ・ひとり親家庭の20歳未満の子を扶養する親

・ひとり親に扶養されている25歳未満の子ども（20歳以上25歳未満の子どもについては、合格時給付金（5万円まで）のみ対象）

<申請・問い合わせ先>

詳しくは、お住まいの市町村を担当する県民局へお尋ねください。必ず、講座の受講前に相談してください。